

# 消費者と事業者の契約ルール 消費者契約法(Ⅱ)

例えばこんな時、契約を取り消すことができます

## ≡ 困惑して契約してしまった場合 ≡

### ① 不 退 去

例

家に訪問してきた浄水器の業者が、何度断っても帰らないので、しかたなく購入契約をしてしまった。



### ② 退去妨害

例

喫茶店でしつこく宝石を勧められ、「もう帰らせて」と言ったのに、長々と話をされ、帰してくれないので、しかたなく購入契約をしてしまった。



！ポイント

取消ができるのは困惑行為の時から6ヵ月、契約の時から5年以内です。